

令和7年（行コ）第195号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国（処分行政庁 警察庁長官）

差戻審控訴人第3準備書面

2026年（令和8年）1月20日

東京高等裁判所第4民事部二係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	升	味	佐江子	
同	古	本	晴英	
同	秋	山	淳	
同	井	桁	大介	
同	高	橋	涼子	
同	三	宅	千晶	

第1 裁判所は、さらなる釈明を求めなければならないこと

1 これまでの被控訴人の主張と訴訟進行

裁判所は、2025年12月16日の差戻控訴審第2回期日において、本件開示文書の全体が黒塗りされている「名称」欄には、例えば何文字の記載があるのか釈明するよう被控訴人に求めた。これを受け、被控訴人は、名称欄に含まれるのは「5文字もしくは6文字」であると口頭で回答し、その後、「名称」欄全体を黒塗りした部分開示文書を修正し「5文字もしくは6文字」に相当する部分のみを不開示とした書証を提出した（乙34号証の1ないし18）。

控訴人は、被控訴人に対し、不開示部分に別件開示請求により開示された「名称」欄の2行目部分（甲12号証の1ないし18で一部開示済みの加筆部分）に記載されている「DNA型」（甲12号証の1、同の2）、「指紋」（同の6ないし9）、「掌紋」（同の10ないし12）等の本件収集情報の種類に関する情報等が含まれているとも考えられることから、「名称」欄の記載内容をさらに細分化して区切ることができるはずだと主張してきた。

しかし、被控訴人は、第2回期日に至るまで、各「名称」欄には、当該保有個人情報管理簿の単一の名称が1個ずつ記載されていて区分できない旨の主張に終始し、裁判所も、被控訴人に対し、「名称」欄の記載が「5文字もしくは6文字」であるとの回答以上の釈明を求めず、審理を終結している。

しかし、「名称」欄についての被控訴人の主張、立証は不十分のままであり、裁判所は、弁論を再開し、被控訴人に対し、「5文字もしくは6文字」が一般的・類型的にどのような情報を含んでいるのか、さらに釈明を求めべきである。

2 釈明を求めて、なお審理が必要であること

(1) 最高裁判決

本件を差し戻した最高裁判決の補足意見が「情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟において、開示請求に係る行政文書（以下「対象文書」という。）に不開示情報が記録されていることについては、一般に被告が主張立証責任を負

うものと解され、具体的には、対象文書中の不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにした上で、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由について、対象文書を実際に見分することができない裁判所や原告にも理解可能な形で、できる限り具体的に主張立証すべきものである。その際には、被告において不開示部分を一定の範囲に区切って、当該範囲ごとに上記のような主張立証をすることになるところ、法廷意見が説示するような原則公開という情報公開法の趣旨に照らせば、被告においては、不開示部分をできる限り細かく区切って上記主張立証をすることが求められる。」とし、これを前提に裁判所には「被告の主張立証に対し、原告から、不開示部分をより細分化して主張立証すべきである旨の指摘があった場合等には、裁判所は、情報公開法の上記趣旨等に加え、原告による的確な反論反証が可能であるかといった観点も踏まえ、被告に対し適切に釈明権を行使した上で、合理的な区切り方を見いだしていくことが求められる。」（下線は控訴人代理人が付加と指摘している。

(2) 被控訴人は、一般的・類型的な情報内容を明らかにしていないこと

前記最高裁判決補足意見は、行政機関に対して「対象文書中の不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにした上で、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由について、対象文書を実際に見分することができない裁判所や原告にも理解可能な形で、できる限り具体的に」主張立証することを求めた。すなわち、被控訴人は、本件の「名称」欄に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにし、そのうえで、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由を明らかにする必要がある。しかも、その方法も、対象文書を実際に見分することができない裁判所や控訴人にも理解可能な形でできる限り具体的にすべきである。

ところが、控訴人の「名称」欄という性質から、「DNA型」「指紋」「掌紋」等の本件収集情報の種類に関する情報も含まれているとの主張（差戻審控訴人

第1準備書面) に対し、被控訴人は何ら反論をしていないだけでなく、頑なに「保有個人情報管理簿の「名称」欄(別件開示文書が存在するもの)には、当該保有個人情報管理簿の名称のみが記載されているところ、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄には、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期が容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報が明らかとなる情報も記載されている」とだけ主張している(差戻控訴審被控訴人準備書面(1)15頁)。

しかし、被控訴人の主張では、第2回期日での「当該情報が5文字もしくは6文字である」との釈明を加えても、「一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにし、そのうえで、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由を明らかにする」という手順の前提となる「一般的・類型的にどのような情報が記録されているか」を明らかにしたものとは言えない。「同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期が容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報が明らかとなる情報も記載されている」ことが不開示とする理由に当たると主張し「おそれ」につながるとの評価を述べているに過ぎない。しかも、「5文字もしくは6文字」の情報であることが明らかになっても、不開処分を受けた者による的確な反論反証が可能な程度に、その情報の内容が類型的に明らかにならないから、最高裁の補足意見の指摘を看過するものというほかない。

また、一般的に、文字数が少ないことは、情報が単一で不開示事由の存否を判断するための合理的な区切りであると考えられる要素にはなりうる。しかし、「1文字」とは異なり、「5文字もしくは6文字」であれば、情報として独立しうる極めて簡潔な単語によって構成されていることも、不開示情報に当たるとは言い難い符丁が利用されていることもありうる。

したがって、被控訴人は、不開示部分を直接確認できない裁判所や控訴人にも理解できるように、「5文字もしくは6文字」が一般的類型的にどのような情報であるかを明らかにし、不開示事由の判断の前提としての情報の合理的区切りであることを説明する必要がある。

3 求釈明事項

裁判所は、被控訴人に対し、次の事項を釈明するよう求められたい。

- 1 本件文書48ないし53及び55ないし66の各「名称」欄につき、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由とともに、「一般的・類型的にどのような情報が記録されているか」すなわち、類型的な情報内容を、具体的に明らかにせよ。
- 2 本件文書48ないし53及び55ないし66の各「名称」欄につき、「5文字もしくは6文字」の記載がさらに合理的に区分ができないことを説明されたい。

第2 各「名称」欄の情報は不開示条項に該当しないこと

- 1 本件一部開示決定において、警察庁長官が、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書の各「名称」欄を不開示とし、当該情報が開示されることにより国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれがあるとして3号又は4号情報に該当すると判断したことは、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであり、違法である。

すなわち、これまでの被控訴人の主張に照らすと「5文字もしくは6文字」で表現された「名称」欄の情報が開示されても「国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれ」があるという判断に至ることは到底考えられない。そればかりか、本件開示文書の作成された2018年ころの防衛省公文書に関して明らかとなった事実からは、本件「名称」欄の記載は抽象的な文言または数字の羅列である可能性が高く、本件開示文書の他の欄の記載や「国内外の治安情勢や国際情勢等」と相まって情報の「保有開始時期」が推知され「国

の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれ」があるという被控訴人の主張は荒唐無稽なものと言わざるを得ない。

2 照合は不可能であり、保有開始時期は推知できないこと

(1) 被控訴人のこれまでの主張から、控訴人の主張の合理性が裏付けられていること

これまでの被控訴人の主張から、本件文書4 8ないし5 3及び5 5ないし6 6の各文書の各「名称」欄には、(1)具体的な年月日は記載されていない。また、(2)特定の事件や犯罪名、対象者といった情報、当該情報を扱う担当部署が推知できるような情報は含まれていない。さらに、(3)特定グループ（指定暴力団〇〇組等）毎にはファイル簿が作成されていないことが明らかになっている。

これを改めて整理すると、被控訴人の主張によれば、「名称」欄の「5文字もしくは6文字」は、次のAからEまでの全ての条件を満たす情報ということになる。

- A 特定の時期ではない
- B 1 事件名ではない
- B 2 犯罪名ではない
- B 3 対象者ではない
- C グループ（集団）名ではない
- D 1 国内外の治安情勢や国際情勢等と照合することができる。
- D 2 照合で「保有開始年月日」欄の情報が推測可能となる
- E 5文字もしくは6文字である

つまり、関連する各文書の各「名称」欄には、時期も特定の事件や犯罪名、対象者の情報もないのだから、「国内外の治安情勢や国際情勢等」と照合するための手掛かりとなる情報は記載されていないと考えるほかなく、「保有開始年月日」が推測可能となるというのは困難である。

しかも、そもそもAないしEのすべての条件を満たした、合理的に推測できる情報は存在しない。5文字もしくは6文字という少ない文字数で、他と識別可能な情報として、例えば年月日を示す「260120」といった情報は、A「特定の時期ではない」との条件を満たさず、D1「国内外の治安情勢や国際情勢等と照合することができる」の条件も満たさない。A条件を満たすために、「名称」欄自体では「特定の時期」を示す有意な情報でない、例えば「VYW231」などの文字列を、別途作成してある対照表などと照合させて、有意な情報に変換させる運用も考えられるが、被控訴人の主張は「名称」欄の情報自体を照合させると述べており、このような記載も排除される。

結局、少ない文字列であればあるほど、D1「国内外の治安情勢や国際情勢等と照合する」の「照合」が困難であることが明確になり、被控訴人が主張するような情報を、合理的に推測することが出来なくなる。すなわち、各「名称」欄に記載されている文字数が、「5文字もしくは6文字」であるとの新たな事実によって、これまでの控訴人の主張が正しいことが裏付けられている。

防衛省においては、2016年度分で約4万件以上のファイルに、あえて抽象的なファイル名が登録されていたことが明らかになっている。具体的には、「海上自衛隊の基礎情報支援隊には「44930」など数字だけのファイル名が12件あったが、そのうちの一つは「朝鮮半島の地誌に関する文書」だった。」という。「名称」欄の数字の羅列からは、文書の内容は全く想像できない例である。また、「陸自の富山派遣隊には「略」という名称のファイルが4件あった。いずれも補足説明欄に「秘文書点検用紙綴込（とじこ）み用ファイル」と記載されていた。」という（甲46号証〔2018年5月13日付毎日新聞朝刊「公文書クライシス：防衛省ファイル名 「上の指示」で抽象化 ずさん管理の温床、職員嘆き」〕、甲47号証〔2018年5月13日付毎日新聞朝刊「公文書クライシス：防衛省、抽象ファイル名 イラク支援→「運用一般」南スーダン派遣→「研究」職員「公開請求逃れ」〕、甲48号証〔2018年5月13日付毎日新聞朝刊「公文書クライシス：ファイル名が抽象化された防衛省の主な公

文書ファイル一覧」))。さらに、各省庁のファイル名にも抽象的なものが多く、ファイル名から内容を特定できないため、国立公文書館が各省庁に対して内容照会を行った事例が、2016年度および2017年度の2か年度で合計20万1120件に上ったことも報じられている (甲49号証〔2018年8月5日付毎日新聞朝刊「公文書クライシス：文書名ぼかし、39省庁に 内容照会20万件 国立公文書館」))。

このような事実関係に照らせば、警察庁においても同様に、ファイル名のみからはもとより、他の情報と合わせても内容が判然としないような抽象的な名称が付されている可能性が、極めて高い。それにもかかわらず、被控訴人が、「5文字もしくは6文字」の名称の開示が文書の他の記載と相まって保有開始年月日・時期を推知させ、「おそれ」を生じさせるというのであれば、各文書について具体的に説明するべきである。

(2) ファイル名称の抽象化問題の発生・是正時期と、本件文書の開示・加筆時期が重なっていること

前項の防衛省をはじめとするファイル名称の抽象化の問題が生じていた時期(2016年～2017年)と本件一部不開示決定の時期、当該問題が報道により明るみに出ようとしていた時期(2018年前半)と、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄に下記の内容が加筆された時期とがそれぞれ重なっている。

すなわち、本件一部開示決定は、本件開示請求がされた2016年(平成28年)5月15日時点における保有個人情報管理簿(本件文書48ないし53及び55ないし66を含む)を対象とするものであるのに対し(甲1号証〔行政文書開示請求書〕、甲13号証の1ないし122〔本件開示文書〕)、別件各開示決定は、別件開示請求がされた2018年(平成30年)1月4日時点における保有個人情報管理簿を対象とするものである(甲7号証〔行政文書開示請求書〕、甲12号証の1ないし18〔別件開示文書〕)。そして、本件変更決定は、これがなされた2022年(令和4年)4月28日時点における保有個人

情報管理簿を対象とするものである（乙26号証〔行政文書開示決定変更通知書〕）。

そして、被控訴人の主張によると、「本件文書48ないし53及び55ないし66（乙第27号証の48ないし53及び55ないし66）に対応する別件各開示文書（対応順に、甲第12号証の18、1ないし9、13、10ないし12、14ないし17（甲第43号証参照）の各「名称」には、上記の各本件文書の各「名称」欄の記載に一部加筆された部分があり、これは「本件開示請求がされた平成28年5月15日時点における管理簿である本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、別件各開示文書の甲第12号証の1ないし18で一部開示済みの上記加筆部分と同様の内容は記載されていなかったものである」という（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）4、5頁）。なお、別件開示決定がなされたのは2018年（平成30年）3月9日であるところ（甲10号証〔行政文書開示決定通知書〕）、別件開示文書の加筆が具体的にいつ頃行われたかまでは不明であって、別件開示請求後から別件開示決定の間に行われた可能性もある。

しかも、当該変更により加筆された情報は、下記のとおりいずれもファイルに含まれる個人情報の内容を具体的に特定するものであり、本来、当初から「名称」欄に記載されてしかるべき類の情報である（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）5頁）。

記

- ・ 甲第12号証の1は「被疑者DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の2は「遺留DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の3は「変死者等DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の4は「行方不明者情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の5は「特異行方不明者等DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の6は「照会用押なつ指紋Aファイル」
- ・ 甲第12号証の7は「照会用押なつ指紋Bファイル」

- ・ 甲第12号証の8は「照会用遺留指紋ファイル」
- ・ 甲第12号証の9は「指紋画像ファイル」
- ・ 甲第12号証の10は「照会用押なつ掌紋ファイル」
- ・ 甲第12号証の11は「照会用遺留掌紋ファイル」
- ・ 甲第12号証の12は「掌紋画像ファイル」
- ・ 甲第12号証の13は「指掌紋情報管理マスタファイル」
- ・ 甲第12号証の14は「処分結果資料」
- ・ 甲第12号証の15は「指紋資料」
- ・ 甲第12号証の16は「掌紋資料」
- ・ 甲第12号証の17は「氏名索引小票」
- ・ 甲第12号証の18は「被疑者写真ファイル」

さらに、別件開示決定に基づき開示された、加筆後の本件文書48ないし53及び55ないし66（甲12号証の18、1ないし9、13、10ないし12、14ないし17）の「名称」欄に加筆されたという上記の文言の一文字目の位置を、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄に記載されている文言の一文字目の位置とを比較すると、上記の加筆情報の前には、いずれも一文字、何らかの文字ないし記号が加筆されていることがわかる（甲43号証〔報告書〕参照。これはおそらく、括弧が加筆されているものと考えられる）。

以上を踏まえて検討すると、2016年（平成28年）5月15日から2018年（平成30年）1月4日の間に加筆された文言は、2016年（平成28年）5月15日時点で抽象的だった「名称」欄の情報を補強する目的のもと、括弧書で加筆されたものであると推認できる。そうすると、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、防衛省のファイルの「名称」欄の記載として甲48号証において具体例が報じられているような、そのみでは意味も内容も把握することができない情報と考えられる。

そうであれば、本件文書4 8ないし5 3及び5 5ないし6 6の「名称」欄に記載されている情報それ自体には意味はなく、不開示事由が存在することはあり得ない。

(3) 小括

以上のとおり、被控訴人の主張によれば、本件文書4 8ないし5 3及び5 5ないし6 6の「名称」欄には、具体的な年月日、事件名・犯罪名・対象者・担当部署・特定集団名といった識別の手掛かりとなる情報が含まれず、しかもその文字数は5文字又は6文字にとどまる。このような短い文字列と「国内外の治安情勢や国際情勢等」との照合を行い、「保有開始年月日」欄の情報を推測することは、何をもって照合するのかという端緒自体を欠く以上、合理的に不可能である。

加えて、多くの行政機関において抽象的ファイル名が多数用いられ、名称のみから内容を特定できない事例が現に発生していたこと、ならびに本件でも2016年時点の抽象的記載が2018年までに括弧書で補強・具体化されているという経緯に照らせば、本件「名称」欄の記載がそれ自体として意味内容を把握できない抽象的情報であることは一層裏付けられる。

したがって、本件「名称」欄の記載情報から保有開始時期を推知できるとする被控訴人の主張は採用できず、本件文書4 8ないし5 3及び5 5ないし6 6の「名称」欄に不開示事由が存在するというものもない。

3 変更処分も違法であること

さらに、前項で見たように、通常人が普通に考察して、被控訴人が主張する条件を満たすような情報を合理的に推測するのは困難である。

仮に、5文字もしくは6文字しかない各「名称」欄の記載を、国内外の治安情勢や国際情勢等の情報と照合させることができるのであれば、どのようにして照合が可能なのか、より具体的に説明すべきである。また、照合の結果、保有開始の年月日欄の情報が推測可能になるというのであれば、どうして、当該

記載だけでは「保有開始年月日」欄の情報が判明しないのに、国内外の治安情勢や国際情勢等の情報と照合することによって「保有開始年月日」欄の情報が推測可能となるのか、被控訴人側が合理的に説明すべきである。

これらになされない現状の被控訴人の主張は、各「名称」欄の情報が開示されることにより、国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれがあると判断したことは不合理極まりなく、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであり、処分は違法である。

以上